

平成 30 年度

大田市財政健全化審査意見書
公営企業会計経営健全化審査意見書

大田市監査委員

監 第 3 0 号

令和元年8月20日

大田市長 楫野弘和様

大田市監査委員 富田正治

大田市監査委員 月森和弘

平成30年度大田市財政健全化審査意見及び
公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度大田市財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、別紙のとおり意見を付して提出します。

【 目 次 】

第1. 審 査 の 対 象	1
第2. 審 査 の 期 間	1
第3. 審 査 の 概 要	1
第4. 審 査 の 結 果	1
(1) 総 合 意 見	1
(2) 個 別 意 見	2
(3) 是正改善を要する事項	3

平成30年度大田市財政健全化及び 公営企業会計経営健全化審査意見書

第1. 審査の対象

平成30年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2. 審査の期間

令和元年7月25日から令和元年8月20日まで

第3. 審査の概要

この審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として、計数の確認を行うとともに、担当者の説明を聴取し審査した。

第4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

次に、健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率いずれも赤字額はなく、比率算定の要件に該当しなかったほか、実質公債費比率及び将来負担比率についても、早期健全化基準を下回っている。

また、地方公営企業法適用の2公営企業（水道事業・病院事業）、及び法非適用3特別会計ともに、資金不足額は無い。

以上のことから、概ね適切な範囲で財政運営が行われているものと認められる。

今後においても、中長期財政見通しの推計を踏まえ、引き続き事業の厳選と効率化を図り、計画に基づく市債発行管理や更なる行財政改革の推進等により一層の財政健全化に努められたい。

○ 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	平成 30 年度	早期健全化基準	財政再生基準	平成 29 年度	平成 29 年度 早期健全化基準
① 実質赤字比率	-	12.92	20.00	-	12.91
② 連結実質赤字比率	-	17.92	30.00	-	17.91
③ 実質公債費比率	13.8	25.0	35.00	13.6	25.0
④ 将来負担比率	101.6	350.0		94.0	350.0

○ 資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	平成 30 年度	経営健全化基準	財政再生基準	平成 29 年度
生活排水処理事業	-	20.0		-
農業集落排水事業	-			-
下水道事業	-			-
水道事業	-			-
病院事業	-			-

(2) 個別意見

○健全化判断比率

①実質赤字比率

普通会計における実質収支額は、313,990千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。なお、黒字額は前年度より31,787千円増加している。

②連結実質赤字比率

普通会計とその他7特別会計の実質収支額と2公営企業会計(水道事業・病院事業)における正味資本{流動資産-(流動負債-企業債等)}の合計額は、1,474,800千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。

なお、黒字額は、前年度より47,074千円減少している。内訳としては、普通会計で31,787千円の増加、国民健康保険事業以下7特別会計で34,839千円の減少、及び2公営企業で44,022千円の減少となっている。

③実質公債費比率

実質公債費比率は、平成30年単年度では13.5%(平成29年度14.5%、平成28年度13.4%)、3ヶ年平均では前年度を0.2%上回る13.8%と、早期健全化基準の25.0%

を下回っている。

なお、単年度比率が前年度を 1.0 ポイント下回った要因は、分子となる普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の合計額（標準財政需要額に算入された公債費等及び特定財源充当額を除く）が 8.5%減少した一方、分母となる普通交付税等の減少により、標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）が 2.0%減少したことによる。

④将来負担比率

普通会計が将来負担すべき額から、充当可能な財源等を控除した実質的な負担額の標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）に対する比率は 101.6%（前年度 94.0%）であり、早期健全化基準 350.0%を下回っている。

なお、前年度より 7.6 ポイント増加した主な要因は次のとおりである。

分子となる普通会計以外の会計の地方債の元利償還にあてる普通会計からの繰入見込額が増加したものの、普通会計の前年度末における地方債現在高等の減少により、将来負担額が減少した一方で、控除される特定財源見込額が減となったほか、充当可能基金額が大きく減少したため、実質的な負担額が 5.9%の増加となった。対して、分母となる標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）が 2.0%減少したことによる。

○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、生活排水処理事業、農業集落排水事業及び下水道事業においては、いずれも実質収支額は 0 千円と収支の均衡が図られており、算定すべき要件に該当しない。

次に、水道事業、病院事業における正味資本は、水道事業が 646,969 千円（前年度比較 16,308 千円の減少）で、病院事業は 395,278 千円（前年度比較 27,714 千円の減少）であり、資金不足となっていないことから、算定すべき要件に該当しない。

なお、法非適用の 3 特別会計に対する一般会計からの繰入金総額は、引き続き増加しており、基準外繰入金も増加している。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はないが、各指標の分析をもとに、その変動要因の解消や現状の把握に努められ、更なる健全な財政運営に取り組まれるよう要望する。